

第1回 地方税制のあり方に関する検討会 議事概要

- 1 日時 令和7年2月28日(金) 10時00分～12時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 小西座長、内田委員、西野委員、古谷委員、
上村委員、小西委員、坂巻委員、佐藤委員、林委員、吉村委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 小西座長挨拶
- (3) 議事
 - ・ 道府県民税利子割について
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 総務省より、道府県民税利子割に係る制度創設経緯や現状等について説明を行い、その後、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)

<利子割に係る制度創設経緯・現状等>

- 利子割に係る東京都の税収状況について、人口シェアやその他所得割等のシェアと比べても圧倒的に高いことを鑑みると、税収帰属に何かしらの歪みが生じていると言えるのではないか。
- インターネット銀行の伸長に加えて、日銀の政策金利の引上げ等による足下の金利動向等を踏まえれば、「あるべき税収帰属との乖離」がさらに拡大する可能性があり、早急の対応が必要ではないか。
- 税収帰属が乖離するパターンとして、①通勤等の関係で住所地と口座所在地が異なっている場合、②インターネットバンクやオンライン口座などにより住所地と口座所在地が異なっている場合、③インターネット専門銀行により住所地と口座所在地が異なっている場合があるのではないか。

- 通勤等の要因による乖離については利子割の制度創設時から存在していたものであるため、インターネット銀行等の要因により税収帰属に関して顕著に影響が生じていると言えるのではないか。この点、どの程度の影響が及んでいるかなどについて、定性的・定量的な分析が必要ではないか。
- 制度創設時においては、住所地と異なる都道府県に所在する金融機関に預金していたとしても、勤務地に近い金融機関であることが前提となっていた。住所地でも勤務地でもそれぞれの地方公共団体から行政サービスを受けており、応益原則に合致する一方で、いわゆるインターネット銀行の場合、住所地でも勤務地でもない金融機関に預金を預ける状況であり、かつて想定されていた応益原則と合致しない状況が生じているのではないか。
- 県境を越えて支店を統合している場合に、現行の制度においては利子割の納付地が変更となるが、メガバンク等において支店の統合事例が生じているのか実態等を把握する必要があるのではないか。
- 金融機関等に開設された口座に紐づく住所地情報について、実態として、住所地情報の更新などが行われておらず、正確性が担保されていないものが一定数あると考えられる。また、そもそも住所地情報が紐づいていないものもある可能性があり、今後、住所地情報の正確性に係る実態等について、金融機関等へのヒアリングを通じて把握した上で、方策に係る検討を進めていく必要があるのではないか。
- 現行制度における利子割交付金（都道府県内における各市町村への交付金）については、交付基準として所得割の3か年平均を用いているが、これは、各市町村の預貯金残高等を正確に把握することが困難であることを踏まえて、市町村間における一種の清算システムを既に導入していると言えるのではないか。

<税収帰属の適正化に向けた方策>

（税収帰属のあり方）

- 個人住民税は、地方公共団体が提供する受益に対する負担という対応関係（応益性の原則）から、納税義務者の住所地に帰属させる方策を検討するのが原則であると考えられるか。

- 応益性の原則の考え方について、どこで利子所得が生じているかという観点からは、住所地ではなく営業所所在地と捉えることもできるため、「どこが望ましい税収帰属先なのか」について理論的な検討が必要ではないか。
- 税収帰属の適正化に向けた方策について、住所地課税の原則を貫くものとして、①住所地課税化、②清算基準の手段があり、その他の政策的な目的を標榜する場合に③譲与税化の手段が考えられるのではないか。
- 「住所地課税化」以外の方策を取る場合に、何かしらの指標によって都道府県間の税収帰属を決定する必要があるが、都道府県間の「あるべき税収帰属」を実現する指標のあり方についてどのように考えるのが適当か。
- 検討にあたっては、所得税（国税）における課税方式も踏まえて検討していくことが必要ではないか。

（住所地課税化について）

- 「抜本的な方策」の一つとして、住所地課税の原則に立てば、所得割等と同様に「住所地課税化」（各口座に紐づけられた預貯金者の住所地の都道府県に納付）することが考えられるか。
- 「住所地課税化」について、住民基本台帳上に記載のある真に正しい「住所地」に納付していただくと考えた場合に、実現可能性は極めて低いと考えられる。検討の前提として口座に紐づく住所地情報（金融機関等が把握している住所地情報）に納めていただくような一定の割り切りを行う制度として考える必要があるか。
- eTAXによる地方税務手続のデジタル化により、利子割の納付事務に関して、創設当時と比較すると、電子申告・電子納付の環境が整ってきているなど、申告・納付手続を巡る社会経済構造の変化についても留意が必要か。
- 「住所地課税化」について、「金融機関等の事務負担」としてどのような課題があるか、金融機関等からのヒアリングを通じて、より丁寧に課題等を洗い出した上で、検討を進めていく必要があるか。

- 一般銀行においては、納付事務の形態が様々であると想定されること、口座に係る住所地情報を一元管理できていない可能性もあることから、相対的に事務負担が大きい可能性もあることから、丁寧に意見を聞く必要があるのではないか。
- これらの金融機関や地方団体等における事務負担の実情等を踏まえて、住所地課税化が「現実的かつ実行可能な制度」と言えるか。実務を担う金融機関や地方団体等からの意見を十分に踏まえて検討を行う必要があるか。

(清算制度について)

- 清算制度の検討を進めていくにあたっては、客観的なデータによる説得力のある清算基準を設定することができるかが前提であると言えるのではないか。
- 説得力のある基準を設けたとしても概算とならざるを得ないため、住所地に帰属させるための方策として、客観的なデータ等により清算基準を設定し、「住所地課税化」と比較してより適切と言えるか検討が必要ではないか。
- 所得や預金などの世帯が所有しているものについては、1人当たりの所得の差が生じるものであること、ある程度地域によって差が生じるものであること、所得に応じた分布により現行制度でも一定の「清算」が行われていることを踏まえて、清算基準を検討することも考えられるのではないか。その際、個人所得課税に関しては、1人当たりの所得の差があることが前提であることから、その差を全部なくす「平準化」までは考慮しなくて良いのではないか。
- 清算制度について、地方消費税においては制度創設当初から制度の一部として組み込まれていたのに対して、利子割については制度創設当初においては想定していなかったことへの対応であり、清算制度を導入する際には、地方消費税における制度創設経緯等も踏まえて、その理屈について考え方を整理する必要があるのではないか。

- 口座の住所がそもそも実際の住所と合っていない可能性もあることを踏まえると、今の時点では住所地課税化は難しいのではないかと。一方で、個人の所得を課税のベースにしているところを踏まえると、清算制度で調整することは丁寧に議論しなければならないのではないかと。さらに、譲与税化については、これまでの譲与税の議論を踏まえ、今回の税込帰属の適正化の議論と合致するか考慮する必要があるのではないかと。

(地方譲与税制度について)

- 地方消費税については、かつて国税を消費譲与税で地方に譲与していたものを地方消費税という形に変えて清算制度を導入した経緯がある。国税であったものを地方税化して地方の税源の充実を図ってきたことを踏まえれば、利子割に係る譲与税化については、望ましい方策とは言えないのではないかと。また、今後、仮に精緻な個人情報と紐づけることができるような際(完全な所得の捕捉が可能となるような場合)には、地方税の充実に反する可能性があるのではないかと。